

県と市町村の新しい関係づくりについて

1. 協議の場の設置

あたたか分権ミーティングで出された 815 件の意見（問題点指摘事項及び要望）は、県と市町村が新しい対等協力の関係を築いていくための貴重なシーズと受け止め、これらの意見をもとに、よりよい関係に発展させるための協議の場として「県と市町村の新しい関係づくり協議会（仮称）」を設置する。

2. 協議の手法

- 協議は、県の関係部局と市町村の担当課との個別協議を原則とする（個別協議項目）。
- しかし、現行制度やシステムを見直し、新しい仕組みづくりなどが必要となるようなものについては、さまざまな意見の集約や検討を必要とすることから関係する市町村担当課と県の関係部局などを構成メンバーとする検討部会を協議会に設けて協議する（全体協議項目）。
- なお、「全体協議項目」については、今後、必要に応じて調整し、最終的には2月18日に設置予定の「県と市町村の新しい関係づくり協議会（総会）」で決定したい。（協議会設置後に協議の要請があった場合も協議会（総会）で調整し決定）

3. 協議の全体スキーム

